

林業安全コラム

身につけた
基本動作が 身を守る
(林災防平成31年度労働安全標語)

○労働安全衛生規則等の一部を改正について

伐木作業等における安全対策を強化するため、2月12日改正労働安全衛生規則が公布等されました。これまでも厚生労働省のガイドライン等を踏まえて伐木作業等の労働災害の防止に努めていただいていたところですが、今回の改正事項については、労働安全衛生法に基づき、事業者や労働者に罰則が適用されることとなります。改正内容について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の概要 (伐木作業等における安全対策の強化)

1 改正の趣旨

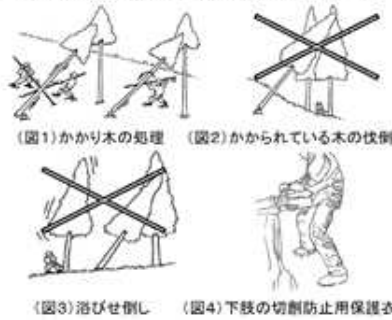
「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について見直しを行う。

2 主な改正の内容

(1) 伐木の直径等で区分されているチェーンソーによる伐木等の業務の特別教育を統合すること。

(2) 伐木作業等における危険を防止するために、次の事項を規定すること。

- ① 伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等立木を伐倒するときの措置を義務付けること。
- ② 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定すること。(図1～図3)
- ③ 事業者は、伐木作業において、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定すること。
- ④ 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けること。(図4)



リン子ちゃん

3 施行期日等

- 公布日 2019(平成31)年2月12日
- 施行日 2019(平成31)年8月1日(一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(平成32)年8月1日)

(*）植栽(しやり)による木材又は造材作業、木肌及び雪り造材に係る規定の廃止。

都道府県労働局、労働基準監督署とも連携し、適切に周知をお願いします。また、引き続きガイドライン等を遵守していただくようご指導をお願いします。

○林業労働安全出前授業第2弾の実施について(結果報告)

2月19日、岐阜県立岐阜農林高校森林科学科の1年生39人を対象に、林野庁林業労働安全衛生指導官等がVR(バーチャルリアリティ)による林業の労働災害の疑似体験やハーベストシミュレータの操作体験等を提供し、林業の労働安全対策について授業を行いました。授業の最後には、「本日学んだことを皆さんから家族、親族、近所の人にも伝えてください。」とお願いし、労働災害防止への協力を呼びかけました。



林業死亡労働災害多発警報発令状況(林業・木材製造業労働災害防止協会発表)
・秋田(発令期間:H31.1.18~H31.4.30)

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.htm>

・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

(お問い合わせ: 全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局)

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org)

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629